

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び摂津市財務規則（昭和 54 年摂津市規則第 14 号）第 81 条の規定に基づき、制限付一般競争入札について、次のとおり公告する。

正 一 山 森 津 市 長 撰

1. 案件番号	第 1 号
2. 工 事 名	千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業に係る公共施設工事
3. 工事場所	摂津市 千里丘一丁目 地内
4. 予定工期	令和 6 年 12 月（議会議決日の翌日）から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
5. 工事種類	土木一式工事
6. 工事概要	・ 道路工事 - 道路築造工 1 式 - 植栽工 1 式 - 給水及び電気設備 1 式 ・ 配水管整備 - 配水管布設工事 1 式 - 既設管撤去工事 1 式 - 給水管切替工 1 式 - 舗装工 1 式 - 仮設工 1 式 ・ 自由通路工事【鋼桁下部】 - 鋼桁下部工【橋梁下部】 1 式

・自由通路工事【鋼桁上部】	
工場製作工【橋梁上部デッキ部】	1 式
工場製品輸送工【橋梁上部デッキ部】	1 式
歩道橋本体工【橋梁上部デッキ部】	1 式
橋梁現場塗装工【橋梁上部デッキ部】	1 式
・エスカレーター・階段工事	
工場製作工【ESCA 付帯構造】	1 式
工場製品輸送工【ESCA 付帯構造】	1 式
歩道橋本体工【ESCA 付帯構造】	1 式
橋梁現場塗装工【ESCA 付帯構造】	1 式
橋梁附属物工【ESCA 付帯構造】	1 式
工場製作工【階段】	1 式
工場製品輸送工【階段】	1 式
歩道橋本体工【階段】	1 式
橋梁現場塗装工【階段】	1 式
歩道橋本体工【土工】	1 式
歩道橋本体工【階段上屋基礎工】	1 式
歩道橋本体工【階段上屋土工】	1 式
・エレベーター工事	
歩道橋本体工【分電盤 D】	1 式
歩道橋本体工【分電盤 D 土工】	1 式
・エスカレーター工事	
ESCA 本体	1 式
エスカレーター上屋	1 式
・エレベーター及び上屋橋梁附属工事	
EV 棟	1 式
自由通路上屋	1 式
電気設備工事	1 式
機械設備工事	1 式
昇降設備工事	1 式
・交通誘導員	
交通誘導員	1 式

7. 予定価格 1,388,015,200 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
 1,261,832,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含まず）

8. 最低制限価格 事後公表とする。

9. 入札参加者の構成及び制限

入札参加は、単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）によるものとする。

このとき、同一の企業が複数の入札参加申込者となることは認めない。

また、同一工事の入札参加者（共同企業体の場合はその構成員を指す。）同士が次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、入札に参加することができない。

- (1) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社（以下「子会社」という。）と同条第 4 号に規定する親会社（以下「親会社」という。）の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
- (2) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている関係にある場合又は一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている関係にある場合又は一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている関係にある場合のいずれかに該当する場合。

10-1. 入札参加資格要件（単体企業による入札参加の場合）

制限付一般競争入札に参加するためには、以下の要件をすべて満たしている企業であること。

- (1) 本市の建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 本市の建設工事競争入札参加資格者名簿に第 1 希望業種又は第 2 希望業種を「土木」で登録していること。
- (3) 当該入札参加申込時において、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の有効期間が終了していないこと。
- (4) 本市に本社・本店を置く事業者（以下「市内業者」という。）にあつては、入札の日において、手持ち工事の件数が 1 件以下のもの。（手持ち工事とは、本市（上下水道部を含む）と制限付一般競争入札（事後審査型制限付一般競争入札を含む）により契約した工事（契約手続中のものを含む）で、完成検査の完了していない工事をいう。）

入札の日において手持ち工事が 2 件以上のものは、入札参加資格を失うもの（失効）として取り扱う。

なお、手持ち工事の件数がないものは、入札参加できる件数は、2 件（ただし、第 2 希望業種は 1 件）とし、手持ち工事の件数が 1 件のものは、入札参加できる件数は 1 件とする。

- (5) 公告の日から入札の日までの間に、本市の競争入札参加に係る入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (6) 公告の日から入札の日までの間に、建設業法に係る処分中でないこと。
- (7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (8) 次のアからウまでのいずれにも該当しないものであること。

ア 破産法（平成 16 年法律 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産の申立

てがなされているもの。

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続の申立てがなされているもの。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続きの申立てがなされているもの。

(9) 市外業者においては、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が 1300 点以上のものとする。市内業者においては、令和 5 年度における本市の建設工事競争入札参加資格者名簿のうち土木の換算数値が 1300 点以上（A ランク以上）のものとする。

(10) 本工事における技術者は、専任の監理技術者を配置すること。

(11) 特定建設業許可を受けていること。

10-2. 入札参加資格要件（共同企業体による入札参加の場合）

制限付一般競争入札に参加するためには、以下の要件をすべて満たしている特定建設工事共同企業体であること。

(1) 共同企業体の構成員は、以下の要件をすべて満たしていること。

① 本市の建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

② 本市の建設工事競争入札参加資格者名簿に第 1 希望業種又は第 2 希望業種を「土木」で登録していること。

③ 当該入札参加申込時において、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の有効期間が終了していないこと。

④ 本市に本社・本店を置く事業者（以下「市内業者」という。）にあつては、入札の日において、手持ち工事の件数が 1 件以下のもの。（手持ち工事とは、本市（上下水道部を含む）と制限付一般競争入札（事後審査型制限付一般競争入札を含む）により契約した工事（契約手続中のものを含む）で、完成検査の完了していない工事をいう。）

入札の日において手持ち工事が 2 件以上のものは、入札参加資格を失うもの（失効）として取り扱う。

なお、手持ち工事の件数がないものは、入札参加できる件数は、2 件（ただし、第 2 希望業種は 1 件）とし、手持ち工事の件数が 1 件のものは、入札参加できる件数は 1 件とする。

⑤ 公告の日から入札の日までの間に、本市の競争入札参加に係る入札参加停止の措置期間中でないこと。

⑥ 公告の日から入札の日までの間に、建設業法に係る処分中でないこと。

⑦ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

⑧ 次のア又はイのいずれかに該当する場合は、参加することができない。

ア 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社（以下「子会社」という。）と同条第 4 号に規定する親会社（以下「親会社」という。）の關係に

ある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている関係にある場合又は一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている関係にある場合又は一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている関係にある場合のいずれかに該当する場合。

⑨ 次のアからウまでのいずれにも該当しないものであること。

ア 破産法（平成 16 年法律 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産の申立てがなされているもの。

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続の申立てがなされているもの。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続きの申立てがなされているもの。

(2) 共同企業体の結成に当たっては、以下の条件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は、同一案件に係る 2 以上の共同企業体の構成員となることはできない。

- ① 1 共同企業体の構成員数は 2 者とし、うち 1 者は市内業者であること。
- ② 共同企業体の代表者は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における土木一式の総合評定値（以下「総合評定値」という。）が 1300 点以上のもの（ただし、市内業者においては、令和 5 年度における本市の建設工事競争入札参加資格者名簿のうち土木の換算数値が 1300 点以上（A ランク）のもの）とし、他の構成員は、総合評定値が 750 点以上のもの（ただし、市内業者においては、令和 5 年度における本市の建設工事競争入札参加資格者名簿のうち土木の換算数値が 750 点以上（C ランク以上）のもの）とする。
- ③ 1 構成員当たりの出資比率は 30% 以上とすること。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は、他の構成員の出資比率を下回らないこと。
- ④ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式（甲型）によるものであること。
- ⑤ 本工事における技術者は、構成員の代表者から専任の監理技術者を、他の構成員から国家資格を有する専任の主任技術者を配置すること。
- ⑥ 共同企業体の全ての構成員は、特定建設業許可を受けていること。

11-1. 入札参加申込時提出書類（単体企業による入札参加の場合）

- ① 制限付一般競争入札参加申込書
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の直近の写し
- ③ 特定建設業許可を証する書面の写し
- ④ 配置予定技術者等調書

※ 以下の書類を添付すること。

・ 配置技術者の資格者証の写し

- ・配置技術者の、当該事業所と直接かつ恒常的な雇用関係（3 か月以上）が確認できる書類（健康保険被保険者証等）の写し
 - ・経験工事の施工実績を確認できる書類の写し（例：CORINS による工事実績情報システムデータ、施工証明、契約書、仕様書、設計図書等）
- ⑤ 設計図書等購入確認書（制限付一般競争入札用）

11-2. 入札参加申込時提出書類（共同企業体による入札参加の場合）

- ① 制限付一般競争入札参加申込書
 - ② 委任状
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の直近の写し
 - ④ 特定建設業許可を証する書面の写し
 - ⑤ 配置予定技術者等調書
- ※ 以下の書類を添付すること。
- ・配置技術者の資格者証の写し
 - ・配置技術者の、当該事業所と直接かつ恒常的な雇用関係（3 か月以上）が確認できる書類（健康保険被保険者証等）の写し
 - ・経験工事の施工実績を確認できる書類の写し（例：CORINS による工事実績情報システムデータ、施工証明、契約書、仕様書、設計図書等）
- ⑥ 特定建設工事共同企業体協定書
 - ⑦ 設計図書等購入確認書（制限付一般競争入札用）
- ※構成員のいずれかの署名があるもの 1 枚で良いものとする。

12. 入札参加申込書 受付期間・場所

令和 6 年 10 月 24 日（木）及び 令和 6 年 10 月 25 日（金）（締切日）
 午前 9 時から午後 5 時まで
 ※来庁前に以下の連絡先まで電話し、来庁日時を伝え了承を得ること。
 摂津市 総務部 財政課 （摂津市役所 本館 2 階）
 電話 06-6383-1329（担当 赤木）

13. 入札参加資格審査結果の通知

令和 6 年 10 月 29 日（火）午後 5 時まで
 入札参加申込があった全ての業者（共同企業体による入札参加の場合は共同企業体代表者）へメールで通知
 なお、審査合格者に対しては、入札参加者証及び制限付一般競争入札実施要綱等を送付する。

14. 設計図書等の購入

購入期日 令和 6 年 10 月 4 日（金）から令和 6 年 10 月 25 日（金）まで

購入代金 下記の購入場所に問い合わせること
申込方法 設計図書等購入申込書（制限付一般競争入札用）を用いること。
※摂津市設計図書有償頒布要領（制限付一般競争入札用）をご一読ください。
なお、今回の頒布方法は、CD-Rによるものに限ります。
購入場所 （有）アメリカ堂 摂津市鳥飼中 2-3-9
電話 072-654-2155 FAX 072-654-6187

15. 設計図書等に関する質問及び回答

質問の方法 質疑応答書（制限付一般競争入札用）を用いて財政課に対しメールにより送信すること。ファイルは Excel 形式とすること。単体企業による名義で質問すること。ただし、入札参加資格審査合格者のみに対し回答するものとする。

質問受付日時 令和 6 年 10 月 4 日（金）から
令和 6 年 10 月 30 日（水）正午まで

回答日時及び方法 令和 6 年 11 月 7 日（木）午後 5 時まで
入札参加資格審査合格者に対しメールにて回答する。

16. 入札会日時及び場所

令和 6 年 11 月 15 日（金） 午前 10 時
摂津市役所 東別館 2 階 第 1 会議室

17. 無効となる入札事項

摂津市財務規則第 87 条に該当する入札を行ったもの。

18. 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 必要（契約金額の 10%以上）
- (3) 支払条件 前金払 有（契約金額の 40%以内とする。）
中間前金払 有（契約金額の 20%以内とする。）

19. 契約書作成の要否

契約書の作成を必要とする。

20. 最低制限価格

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づき、最低制限価格を設ける。
※令和 5 年 4 月 1 日より、摂津市建設工事等最低制限価格設定要領を改正しております。詳細は次のページをご確認ください。

<https://www.city.settsu.osaka.jp/sangyou/nyuusatsu/7204.html>

21. 入札回数

1 回

22. 入札の中止

入札参加者が 2 者に満たない場合は入札を中止する。

23. その他

- (1) 当該請負契約は、議会の議決に付すべき契約に該当するため、契約の相手方となる者は、まず本市と仮契約を締結し、議会の議決を得られたときに本契約としての効力を生じ、確定するものとする。
- (2) 元請負人（共同企業体の全ての構成員を指す。以下同じ。）及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。
- (3) 元請負人及び下請負人等は、契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けた際には、市へ速やかに報告すること。
- (4) 下請負人等との契約締結に当たり、当該契約書には暴力団又は暴力団密接関係者との関わりが判明すれば契約を解除する等、暴力団の排除に関する条項を盛り込むこと。

24. 問合せ先 摂津市 総務部 財政課

（代表電話番号） 06 - 6383 - 1111、 072 - 638 - 0007 （内線 2218）

（直通電話番号） 06 - 6383 - 1329